

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

## 「架空請求はがき」に注意してください

消費生活センターに、「このようなはがきが届いた」という相談が複数寄せられました。典型的な文面で、受け取った人の不安をあおって電話をかけさせることが目的です。

### 請求裁判最終通告書

対象者記号G-■■■■号

本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手親のご確認のために送らせて頂いております。また本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の**最終確認通知**と致します。

#### 【内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し契約の不履行及び請求内容の不払いを申立てており貴殿の対応により**財産の差押え執行**を要求。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

上記事項が当該企業よりあなた様への要求内容となっておりますが当センターでは中立的立場により双方穏便な解決に向けた解決相談を受け付けております。

通知内容のご確認につきましては当センターにて相談させていただきます。また内容に関してのお問い合わせに関してはプライバシー保護のためご本人様のみのお受けのみとなります。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会いにて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので**必ず異議がある場合に関してはご連絡**のほどお願いいたします。

【異議申立手続き最終期日】 **通知到達日より5日**

法務省管理局 消費者総合トラブル受付センター

〒156-■■■■ 東京都■■■■区■■■■

受付時間 ● 平日9:00-16:00

ご相談ダイヤル ■■■■-■■■■-■■■■

架空請求を見分けるポイントは？

「裁判」「最終通告」など法律にもとづく通知のような文言

具体的な内容や裁判の相手方が不明

「差押え執行」など不安をあおる文言

さらに個人情報取得することが目的で電話をかけさせようとする

連絡を急がせる書き方

公的機関を思わせる名称

### 対処法

- 1 あわてない
- 2 連絡しない
- 3 支払わない

裁判の通知ははがきでは来ません。はがきに書いてある連絡先に連絡してしまうと、言葉巧みに個人情報を聞き出され、さらに別の架空請求などの悪質商法に利用されるおそれがあります。このようなはがきは「無視する・放っておく」ことが一番の対処法です。

## こんな相談がありました No. 12 ～ 買取業者の訪問 ～



Q

リサイクルショップを開いていると言う業者から、自宅に電話があり、「不用品を集めているので、何でも買い取ります。何かありませんか。」と言われた。ちょうど処分に困っていた背広とスーツがあることを伝えると、数日後に取りに来ることになった。若い男性が2人で来るらしいが、ひとり暮らしの自宅に2人で訪問されることが急に不安になった。どのように対応したらよいか。



A

以前、突然業者が訪問し、不用品を買い取ると言いながら貴金属を安く買い取り、消費者は後になって思い出の品を手放したことで後悔する、取り戻したくても取り戻せないという被害が多く発生しました。このような被害を防ぐため、2013年2月に法律が改正されたことを伝えました。

### 【改正のポイント】

- 1 業者は消費者の要請がないのに訪問してはならない
- 2 業者は訪問したときは、事業者名、物品名、販売目的を明らかにする
- 3 業者は契約書面（法定書面）を交付する
- 4 クーリング・オフ期間内（8日間）は物品を手元に置ける

今回は、業者が消費者の了解を得て訪問しようとしています。業者と対応する場合は家の中に入れないで、背広とスーツは家の外で渡すことや、複数の人と対応するよう助言しました。その後、相談者より「業者はやはり「貴金属はないか」と言ってきました。しかし、無いときっぱり断ることができたので、事前に消費生活センターに相談してよかった」と連絡がありました。

消費生活センターは、トラブルになる前でも相談も受けています。  
「こんな勧誘を受けて心配」というときも、気軽にご相談ください。

### 消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019



参加者募集！

### 出張消費生活センター

11月14日（土）海上公民館  
時間 午前9時～午後4時

※予約は不要です。電話相談は行っていません。直接会場にお越しください。

第2回くらしのセミナー

『JAROに聞く「失敗しない買い物」  
のための広告の見方』

日時：11月30日（月）13:15～15:00

場所：旭市青年の家

講師：公益社団法人日本広告審査機構

申込：消費生活センター 63-7272